

滋下水審第43号
平成30年(2018年)11月6日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県下水道審議会

会長 松井 三郎



下水道事業その他汚水処理に係る事業に関する総合的な施策の推進に関する
重要事項（琵琶湖流域別下水道整備総合計画の見直し）について(答申)

平成27年(2015年)10月8日付け滋下水第526号で諮問のあったこのことについて、本審議会において提出資料等に基づき審議を尽くしたところ、次のとおり答申します。

これまでの審議結果を踏まえ、別添のとおり琵琶湖流域別下水道整備総合計画を見直すことを適当と認めます。

なお、当計画の実施にあたっては、下記事項に留意願います。

記

1. 下水道への接続に関して

- ・市町と協力し、生活系や産業系における接続率向上に向けたより効果的な対策を積極的に実施すること。

2. 面源対策に関して

- ・琵琶湖の環境基準達成には、下水道接続による負荷量削減のみでは達成できないため、引き続き農業濁水対策と市街地排水対策等を推進すること。なお、大津市単独公共下水道以外は分流式であるため、終末処理場で市街地系の負荷は削減できない。
- ・近年の気候変動等により前例のない集中豪雨が発生し、これに対応する雨水対策は治水上のみならず面源負荷削減上も重要であるため、分流式および合流式下水道の特性を踏まえつつ、効果を検証のうえ引き続き事業を推進すること。

3. 処理場における発生汚泥等の再生利用の促進について

- ・処理場から発生する汚泥等を有効な資源ととらえ、その処理設備の更新時期

に合わせて各処理場に適した設備を導入し、地域の特性に応じた再生利用を積極的に実施すること。

4. その他

- ・下水道は環境・衛生上不可欠な社会資本であり、災害時においてもその役割を果たせるよう、ハード・ソフト両面において危機管理体制の構築を推進すること。